

36 地域接遇研修

【講座のねらい】

接遇の専門講師を地域行政連絡協議会に派遣することにより、出先機関職員の接遇に関する知識の習得を促進し、職員の接遇力の向上を図ります。

◇受講対象

地域行政連絡協議会を構成する出先機関の職員

◇日程・会場

各地域行政連絡協議会が計画

◇プログラム（2時間程度）

接遇に関する講義及び演習

【講 師】

有限会社ケイ・アンド・ワイ

◇実施方法等

- (1) 研修を開催しようとする地域行政連絡協議会は、(公財)山口県ひとつづくり財団（以下「財団」という。）からの実施通知を受けた後、講師派遣を希望する旨を財団に通知する。
- (2) 財団は、講師派遣又は選外の決定を、関係地域行政連絡協議会に通知する。
- (3) 財団から講師派遣の決定通知を受けた地域行政連絡協議会は、研修日程等について講師と調整を行い、調整結果を記載した「研修実施計画書」を、講師及び財団に提出する。
- (4) 財団は、地域行政連絡協議会が実施する接遇研修に、講師を派遣する。
- (5) 研修終了後、地域行政連絡協議会は「研修実施報告書」を財団に提出する。
- (6) 講師派遣に関する詳細及び様式は、各地域行政連絡協議会あてに通知する実施要領に定める。